

2020年（令和2年）4月16日

## 地区計画の届出における新型コロナウイルスに配慮した郵送対応について

令和2年4月7日に兵庫県全域におきまして、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、感染予防を目的に当分の間、地区計画の届出につきましては、通常の「窓口」受付に加えまして、下記の通り特例として「郵送」対応を行うこととしますのでご確認いただき、ご活用のほどよろしくお願いいたします。

**【対応期間】** 緊急事態宣言が終了するまでの間

（状況により延長又は短縮する場合があります。）

**※令和2年5月21日に解除されましたが、当分の間感染拡大防止を目的に、引き続き郵送対応を行います。**

**【事前相談】** メールにより、「郵送受付希望」の申出と、届出書（正・副）および添付図書の事前確認を受けてください。

（容量が大きい場合は1通あたり10MB以下で分けて送信願います。）

**【郵送書類】** ・正副各1部提出

- ・返送先を記載した返信用封筒（必要な郵送料の郵券貼付）の封入  
（手続き完了後、こちらからは処理済の副本を郵送により返却します。）
- ・郵送先：〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
明石市役所都市総務課都市計画係

**【留意事項】** ・市への書類到着日が届出日となります。また、通常よりも処理に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって届出をお願いします。

（工事等に着手する予定日は、書類到着日の翌日から起算して31日目以降の日であること。）

- ・郵送による届出を受理した旨のご連絡はいたしません。受理状況は、必要に応じて適宜お問い合わせください。
- ・事前相談のないもの、記入内容に誤りや漏れのあるものは受付できません。これらにともなう損失について、当方はその責を負いません。
- ・郵便事情による遅延や紛失について、当方はその責を負いません。
- ・書類到着後に電話確認などを行う場合がありますので、連絡先を確実に記入してください。
- ・届出方法以外の内容については、窓口受付の場合と同様です。ご不明な点があればお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

**明石市 都市総務課 都市計画係**

**（電話）078-918-5037 （メール）tosou@city.akashi.lg.jp**